

平成27年12月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成27年12月 2日(水)	開会	午前	9時36分
		散会	午前	9時47分
	12月 8日(火)	開会	午前	9時31分
		散会	午前	9時36分
	12月14日(月) 第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時55分
	第2回	再開	午後	0時 2分
		散会	午後	0時23分
	12月22日(火) 第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時53分
	第2回	再開	午後	2時45分
		閉会	午後	2時53分

場所 議会運営委員会室

出席委員 田村琢実委員長

齊藤邦明副委員長、蒲生徳明副委員長

中野英幸委員、石井平夫委員、神尾高善委員、宮崎栄治郎委員、鈴木弘委員、  
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、菅原文仁委員、岡重夫委員、  
藤林富美雄委員、村岡正嗣委員

水村篤弘委員 → 12月22日(第1回)まで

田並尚明委員 → 12月22日(第1回)まで

井上将勝委員 → 12月22日(第2回)から

菅克己委員 → 12月22日(第2回)から

出席者 本木茂議長、岩崎宏副議長

欠席委員 12月22日(火) 水村篤弘委員 → 代理出席：井上将勝議員

田並尚明委員 → 代理出席：菅克己議員

説明者 塩川修副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成27年12月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成27年12月2日(水))

---

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

**野本委員**

ただ今、副知事から御説明のあった、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての議案の件だが、当該戦略の素案について議会で審査中であり、委員会の審査経過報告もまだ受けていない。そういった段階で、当該戦略の策定についての議案を提出するという事は、極めて議会軽視である。その点について発言しておく。

**委員長**

そのように議事録に残しておく。

**委員長**

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の設定についてだが、まず、12月8日(火)については、自民、民主・無所属、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、12月9日(水)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、12月10日(木)については、自民、民主・無所属、改革の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、12月11日(金)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

### 小島委員

12月11日については、1番目が杉島理一郎議員、3番目が柿沼トミ子議員で願います。

### 委員長

次に、12月14日（月）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

### 小島委員

12月14日については、1番目が清水義憲議員、2番目が荒木裕介議員、3番目が木下高志議員で願います。

### 委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果を読み上げる。>

### 委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・12月10日（木）、案文については、一般質問最終日・12月14日（月）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月22日（火）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

### 委員長

4 議事日程の確認に入る前に申し上げる。

さきの議運において御報告した、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員長からの委員会審査の経過報告をしたいとの申出の取扱いについてだが、当該委員長報告は、今定例会における審査経過報告と併せて、最終日・12月22日（火）に行うことによいか。

< 了 承 >

### 委員長

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

### 委員長

5 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、８８番樋口邦利議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・１２月８日（火）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、１０時によいか。

< 了 承 >

### 委員長

1 予算特別委員会についてだが、去る11月25日(水)の議運において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、御決定をいただいた。

そこで、委員長案として、お手元の資料のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を作成したので御確認願う。

案作成に当たっては、議会改革の一環として、予算特別委員会における予算議案の審査活性化のため、見直しを行った。主な内容は、「常任委員会への調査依頼を廃止し、予算特別委員会のみで予算議案を審査する」「7日間程度の部局別審査を行う」「総括質疑は部局別審査後とし、同日に討論、採決を行う」というものである。

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

### 委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

#### < 議事課長説明 >

### 委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

### 委員長

また、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

### 議長

それでは、2点申し上げる。

まず、1点目だが、皆様御承知のとおり、今定例会に、執行部から行政不服審査法の全部改正に伴う埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例が提案された。今回の法律改正では、埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する必要もあることから、先例に従い、議長の諮問機関である埼玉県議会情報公開協議会に協議をお願いし、協議会から条例改正が必要である旨の答申をいただいている。

ついては、当該条例改正案の協議及び取りまとめを、議会運営委員会にお願いしたいと思う。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

2点目は、報告である。西第4区 狭山市選出の中川浩議員から、戸籍上の姓が「栗原」に変更になったが、議会で使用している「中川浩」をこのまま使用したい、との願い出があった。この件については、履歴・報酬関係を除き、通称の使用を許可したので御報告する。

**委員長**

ただ今の、埼玉県議会情報公開条例の改正の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・１２月１４日（月）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

平成27年12月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成27年12月14日(月)第1回)

**委員長**

1 埼玉県議会情報公開条例の改正についてだが、去る12月8日(火)の議運で議長からお話のあった、当該条例の改正案について御協議いただきたいと存じる。

まず、改正案の概要を作成したので、お手元の資料「埼玉県議会情報公開条例の一部改正について(概要)」を御覧願う。

改正の趣旨だが、行政不服審査法の全部改正に伴い、必要な規定の整備をするものである。

内容だが、既に現行条例では、議長が審査庁であっても、不服申立てを第三者機関である県情報公開審査会で実質的に審理し、公正かつ慎重な判断が確保されていることから、公開決定等に対する審査請求について、審理員の規定を適用除外するほか、規定の整備を行うものである。

施行期日等だが、施行期日は法律の施行期日と同じ平成28年4月1日とし、必要な経過措置を置くものである。

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

御了承いただいたので、ただ今の概要を条文化した条例案を事務局に配布させる。

< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、議運委員の連名の議員提出議案として、最終日・12月22日(火)に提案することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、提案説明の有無、質疑、委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第107号議案ないし第157号議案)及び請願の各委員会付託についてだ

が、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

3 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書14件、決議2件、合計16件であるので御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

#### 委員長

4 予算特別委員会についてだが、去る12月8日（火）の議運において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を配布させていただいた。各会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

#### 村岡委員

12月8日の議運で案が示され、各会派に持ち帰り検討したところであるが、いただいた資料だけでは分かりにくい部分がある。

そこでまず確認だが、この案は委員長案ということによいか。

#### 委員長

さきの議運で提案したとおり、正副委員長案である。

#### 村岡委員

承知した。そこで委員長に伺いたい。

案は、知事に対して質疑をする機会が極端に減る内容だと見た。議会として行政の最高責任者たる知事にただし、知事から答弁を受けることは非常に大事だと思う。それを議会の側から減らすということはとんでもないことである。

そういう意味では、現行の制度と案を比較すると、この点に関しては明らかな後退だと思うが、委員長はどうお考えか。

#### 委員長

お示した案が後退しているとは思わない。各部局への審議時間を確保し、より詳細な審議をした後に、総括質疑も残しているので、知事とはそこできちっと議論していただけるような制度設計をさせていただいている。

## 村岡委員

現行制度は、知事に対して一問一答形式で直接委員がただすことができるものである。その点をどう考えるか。

## 委員長

知事にただす時間をなくしているわけではない。時間を割いて、部局別に詳細な予算審議を行える制度設計としたということである。御理解いただきたい。

## 村岡委員

これまでは常任委員会に調査依頼がされた。そして、所管の予算審議については所属の委員が審議に加わることができた。つまり、全ての議員が何らかの形で予算審議に参加できていた。それが案だと予算特別委員会の委員しか参加できない。これまで参加できた議員が機会を奪われることになる。この点について、委員長はどうお考えか。

## 委員長

予算の審議を各常任委員会でしていることはなく、調査をしているのみである。予算の審議はあくまでも予算特別委員会で行っていたのが今までの流れであるので、その辺をお間違いないよう願う。

また、全議員が予算に関わることができなくなるというが、委員会制を採っているので、その指摘は当てはまらない。決算特別委員会も同様の仕組みである。そして、最終的には本会議での議決となるので、御理解いただきたい。

## 村岡委員

決算は認定であり、予算は新しい県政運営の根幹を決める重要議案である。確かに審議と調査は違うが、調査という形で予算の中身をただし、答弁をいただき、あるいは提案もできるという機会がこれまで保障されていた。その点について伺いたい。

## 委員長

会派制を採っているので、会派で協議した後、会派の代表が予算特別委員会に出席いただき議論を尽くしていただければと思う。

また、案を作成するに当たっては、常任委員会への調査依頼をすることも想定して、全国の都道府県議会の状況を調査したところ、予算特別委員会が部局別審査を行っているところでは常任委員会に調査を依頼していない場合がほとんどであった。そのため、常任委員会への調査依頼を行わない制度設計とさせていただいた。

## 村岡委員

現行制度と案を比べた場合、調査という形であっても全議員が参加できる現行制度の方が、議会の在り方という点では優れていると思う。そこは委員長と考え方が食い違っている。

今回の見直し案は、人数や時間配分等ではなく、予算特別委員会の形そのものを根本から変える、大きな変更案となっている。調べると、平成16年度の当初予算から今の形で予算特別委員会が設置されているが、この12年間特段大きな問題はなかった。

私も、この4年半ほど議運に委員として出席したり傍聴したりしてきたが、議運の公式のテーブルで、こうした大きな変更をしようという発議は一度もなかったと記憶している。

したがって、大きな変更をするという案であれば、十分な時間を保障して協議するべきではないか。今、大きな変更をする必要性和緊急性はないと思うが、その点はどう考えるか。

### 委員長

確かに、ここ数年、公式の場で予算特別委員会について議論となったことはない。ただし、非公式の場では、「予算特別委員会が形骸化している」「一般質問と変わらない」といったお話は多々出ていた。そのため、私が議会運営委員長として、見直しをさせていただいたところである。意見が異なるかもしれないが、御理解いただきたいと思うし、村岡委員の御意見は真摯にお聴きする。

### 村岡委員

こうした全議員にも関わる最高重要議案をどうするかという審議をするに当たっては、公式の場で十分協議し、議員の代表として議会運営委員長がうまく調整して、打つ手を見つけたというのが委員長の在り方だと思うし、今の説明では到底納得できない。

### 委員長

御意見は承っておく。ほかに発言はないか。

### 岡委員

委員長のお考えは十分分かったので答弁は結構である。

当会派としての意見は、共産党と同じだが、二つある。案は予算審議の活性化が目的であるが、二つの理由で活性化されていない。現行のままの方がより良い審議方法だと考える。

一つは、最初に総括質疑で予算の最高責任者である知事に質問をするという大前提を続けるべきということである。もう一つは、常任委員会に調査を依頼し、予算特別委員以外の議員も審査に加わるという重みを残すべきということである。

この2点の理由により、現行のまま続けていただきたい。

### 委員長

ほかに意見はあるか。

### 田並委員

先ほど、予算特別委員会が形骸化しているというお話があったが、最初に予算特別委員会を設置する際には相当の時間をかけて議論して、今の形で設置するようになったという経緯がある。

例えば、我が会派の山川代表が予算特別委員のときに、不妊治療の件で知事に質問して、ことが進んだということもある。また、障害者が農業に参入した企業に就職するにはどうしたらよいかということについても、このことだけで農林部、産業労働部、福祉部という3つの部局が関わってくる。こうした部局横断の質問がされなくなるというのは、私は後退なのかなと感じる。

予算特別委員会が形骸化しているというが、現行の予算特別委員会で進んだ事業が多いと感じる。今の形で何か問題が起きたということがあるのか。

## 委員長

個別事案についてはお答えできない。どこでものが進んだといったようなことを全て把握しているわけではない。

また、総括質疑は残しているので、部局横断的な質疑はそこで行っていただければと思う。

各会派で協議していただいた上で質疑を行うことで、より会派の意向等が強くなり、より詳細に各部局の予算が見られるようになる。

## 田並委員

今までの予算特別委員会のシステムで、何か重大な問題が起きたのか。起きていたのであれば協議をする必要があるかと思うが、問題が起きたとは思えない。なぜ今見直しを行うのか。

## 委員長

私は皆さんの意見を伺う立場であるので、私から質問はできないが、今までの予算特別委員会が問題なかったとはっきり言えるのはなぜか、逆に質問をしたいところである。問題点があるから、改正案を提案しているところであるので、御理解いただきたい。

## 野本委員

田並委員の質問があったのでお話しするが、予算特別委員会の設置については野本単独の発議である。議会運営委員会の中で事前の調整は行っていない。その背景は、平成15年に上田知事が当選したことを契機に、今までの方法とは全く違う審査をしようということで予算特別委員会の設置を提案した。その際、各県の予算委員会について調査をしたところ、予算委員会で議決をするという議会はなかった。審査のみであった。埼玉県は予算特別委員会で、付託された予算について議決をするという形をとった。その結果、予算については予算特別委員会で議決をし、条例その他の議案については常任委員会で議決をするやり方となった。単独で発議し、制度設計を私が行った。

その後、公の場では出ていないが、何が弊害となっているかということ、要するに一般質問の繰り返しとなっていることである。予算をきちっと細部にわたって審査していない、審査が進まないという印象を、極めて強く受けている。一般質問でも、質疑・質問という形で、知事の議案については質疑できるが、一般的な県政の課題についての議論がほとんどである。それと同じことが予算特別委員会でも行われている。なぜ予算特別委員会を設置しているかといえば、個別の予算について、議会全体としてできるだけ多くの議員が参加して審査し、予算の細部を詰めていくという趣旨で設置している。その設置の目的が極めて形骸化してきているから、これからは予算の内部についてしっかりとした審査をできる形をとった方がよろしいということで、この案が提案されている。

最初の設置は、議論した上のものではない。単独の発議で予算特別委員会を設置し、制度設計は後になった。そういう経過であった。問題点としては、一般質問の繰り返しであり、知事から検証できないような答弁がなされることである。大きい言葉で、耳当たりのよい答弁がなされ、具体的に細かい政策について検証できない答弁だけが横行している。具体的な政策として、各部局がどれだけのことをこれからやっていくのか、そういうことについてのきちとした質疑、あるいは議会としての審査が行われていないとは言わないが、行われていないのではないかという危惧があり、設置後10年たったので見直しを行った方がよろしいだろうと考え、委員長にお願いした次第である。

## 岡委員

野本委員のお話は分かった。

それであれば、総括質疑は今のままにして、我々の質疑内容を予算に限るようにしてはどうか。結局、質問が一般質問と同じようになっているので、答弁もそうになっている。

## 村岡委員

野本委員の発言にあったが、平成16年に野本委員単独発議により設置したとのことである。御本人がそのようにおっしゃっているのです、そうなのであろう。そういう意味では、12年間、今おっしゃったようなことが、公式の場でそ上に載せられ、改善のための協議をしようではないかということにはなかった。それは先ほど委員長も認めたとおりで、事実としてあるわけである。だから、なぜ今変更するのか、必要性和緊急性があるのかということが問われるわけである。

それから、予算の質疑について知事の答弁が大局的でうんぬんとあったが、これは質疑をする側が正していくべきではないか。

## 野本委員

質疑を行う側がちゃんとやってこなかったから見直しをしようと言っている。

## 村岡委員

知事の、答弁する側がそうであれば、それを正していくのが我々の務めである。そして、今のような意見も公式の場で初めて出たことである。だから、十分時間をかける必要があると考える。

## 委員長

ほかに発言はあるか。

## 藤林委員

予算特別委員会の内容については、改革というか新たな取組が必要なのかなと思っている。このような形で特別委員会として設置される以上は、委員会審議の中身の充実・強化が必要である。今、お話の中にもあったが、予算特別委員会の中身が一般質問的なものになっている。2月定例会では、代表質問、一般質問があるのだから、そういう意味でも、予算についての質問、質疑というより質問だが、それは十分できるということも背景にあると思っている。ただし、今回の予算特別委員会の在り方に関する提案であるが、時間的な配分がどうしても短いのかなと感じる。特に少数会派は時間配分が短いので、どこまで十分な審議ができるのかなと懸念している。そのため、時間の配分を御配慮いただければありがたい。

## 委員長

ほかに発言はないか。

< な し >

## 委員長

それでは、御意見を伺ったが、協議が整わなかったため、今後の議運で御協議いただく

ということでしょうか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月18日（金）午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月22日（火）の議運で御協議をお願いします。

**委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問1人目終了後とすることでしょうか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでしょうか。

< 了 承 >

### 委員長

1 予算特別委員会についてだが、本日の朝の議運において、予算特別委員会設置要綱(案)等をもとに、活発な意見交換がなされた。

そこで、皆様の御意見を踏まえ、お手元の資料のとおり、議会運営委員会決定事項(案)を修正したので御確認願う。

修正内容は、「部局別質疑及び総括質疑の時間について、2時間としていたところを、2時間30分とする」「部局別質疑及び総括質疑の会派別割り振り時間について、各会派の所属委員数で比例按分していたところを、まず、各会派に10分を割り振り、その後、残り時間を各会派の所属委員数で比例按分する」というものである。

このことについて、御意見があれば願います。

### 村岡委員

このように変更の提案を出された理由は何か。

### 委員長

先ほど皆様から御意見を伺った際に、公明から、質疑時間について、多数会派が多くの時間をとるのではなく、少数会派にも配慮願いたいとの発言があったので、時間を各会派にきちっと割り振って、質疑ができるような時間を確保するように案を修正し、御提案した。

### 村岡委員

今の説明は分かった。

ただし、12月8日に委員長から案が出されて、各会派に持ち帰り、次の議運で協議・検討することとなり、今朝、初めて公式の場で協議がスタートした。そして、今、ここで新しい案が出された。これは当然、私としては会派に持ち帰りたと思うがどうか。

### 委員長

御意見は承るが、皆様の御意見を伺った後に判断するので、御了承願う。

ほかに発言はないか。

### 田並委員

少数会派に配慮されたことは感謝申し上げます。しかし、野本委員が発議された予算特別委員会発足時には、8回議運で協議され、各会派の要望をたくさん取り入れるなど丁寧に審議していた。今回も、もう少し審議できないか。例えば、各会派の意見を文書で出させていただき、それを議論した上で決定するなど、もう少し丁寧にやっていただきたい。

### 委員長

特別委員会の設置については、先例により、議運で審議することとされている。そこで、皆様に提案し、各会派に数回にわたり確認・意見聴取をさせていただいた後に、本日の協議に臨んでいるので御理解いただきたい。

## 田並委員

そのとおりであるが、考慮していただいた変更案については今出てきたものなので、会派に持ち帰らず、今ここでどうかと言われても、まずは会派の意見を確認したいところである。

## 委員長

さきの提案後、具体的な要望があったのは公明のみであり、その他の会派については予算特別委員会の在り方の変更についての問題点の御指摘のみであったので、それらを全て勘案して、トータル的に考えてこの提案をさせていただいたところである。

## 岡委員

予算特別委員会の最初の設置の際は、8回、議運で検討・協議がなされた。今回についても、大幅な変更であるので、先ほど意見は述べたが、例えば総括質疑を最初にすべきだとか、今の案で内容を少し変えれば十分審議の活性化ができることもあると思う。今回の要望を聴いただけで決めてしまうのは早急だと思う。

## 委員長

私としては、招集告示日の議運で、予算特別委員会について今後の議運で協議することを御了承いただいた。それにのっとり、8日の議運で正副委員長案を提案させていただいたところである。御含みおきいただきたい。

その後、再三にわたり各会派の御意見を伺ったつもりであるし、今朝この場で協議した際にも、総括質疑を先にやってほしいといった具体的な提案はなかったもので、この案にまとめさせていただいた。

## 村岡委員

ここまでの経緯は承知している。

繰り返し申し上げるが、今の委員長の発言は、公明の具体的な提案を取り入れ、その他の会派からはそういった提案がなかったということだった。しかし、私は、委員長案そのものが、現行の制度と比べて、活性化どころか不活性化の後退だということをした。つまり、現行のままでよいという意見である。そこで、変更の必要性、緊急性について伺ったところ、明確な答弁はなかった。だから、私は委員長の答弁に納得したわけではない。今、この時間を設けられたから、協議を深めるという意味では質問に答えていただきたい。

また、この案を会派に持ち帰り、検討させてほしい旨の要望については、先ほど委員長は意見として聴くと言ったのみである。この場でお諮りいただきたい。

## 委員長

今、皆様の御意見を伺っている段階である。最初に発言されたからといって、そのとおりになるわけではない。ほかの皆様の御意見も伺った後、それら全体を勘案し、私が判断する形で委員会の運営をさせていただいている。御理解いただきたい。

## 村岡委員

朝は、後に一般質問も控えていたこともあり、時間の制約があった。また、ほかの会派の委員もそれぞれ意見をお持ちだったので、私も質疑が不十分であったが止めた。今、この場は協議の続きであるから、私もその続きをさせていただきたいがよいか。

## 委員長

さきの議運で案に対する御意見を伺った際、「ほかに発言はないか」と確認し、皆様からの意見や質疑がなくなったので、協議を打ち切り、御意見をお預かりした。

その後、今、それらを踏まえて、修正案を提案させていただいたので、修正項目について御意見を伺っているところである。

## 小島委員

先ほどから委員長が答弁しているとおりに、先だって皆様に案を御提示している。ところがこの場に及んで具体的な案もないままに、今朝の議運と同じような議論をしている。このような状況なら、早く採決をしていただきたい。

< 賛成との声あり >

## 委員長

ほかに発言はあるか。

## 村岡委員

今の小島委員の発言は事実と違うのではないか。

朝、私が申し上げたように、8日に委員長から提案され、各会派に持ち帰り検討し、今後の議運で協議するとおっしゃった。公式の場での発言である。公式の場では提案についての協議はされていない。今日初めてである。

## 委員長

再度申し上げるが、先ほどの午前中の議運で、皆様に、正副委員長案について御協議いただいた。その際、私から「ほかに発言はないか」確認したところ、発言がなくなったので、そこで協議を打ち切り、私が意見をお預かりし、取りまとめ、今修正案を提案させていただいているところである。御理解いただきたい。

## 村岡委員

今回の議運に継続している案件である。それは委員長もおっしゃっているとおりである。協議の継続である。打ち切りではない。

## 委員長

確かに継続している件ではある。しかし、今一度申し上げるが、先ほど、正副委員長の提案に対して皆様に御協議をいただき、その中で、私から「ほかに発言はないか」とお伺いしたところ、発言がなかったため、その件についての協議を打ち切り、それまでに出た御意見をお受けして修正した案を再度御提案させていただいているところである。であるから、この修正案についてどう思うかをお聴きしているところであるので、修正事項について御指摘いただきたい。

## 村岡委員

承知した。それでは意見を述べさせていただく。

見直し案は審査の活性化のためというが、その内容は不活性化も甚だしく、反対である。言うまでもなく予算議案は財政運営の根幹に関わる最重要議案である。県民の付託を受け

た我々議員は、知事提出の予算案をチェックする役割を担っている。よって、そのための十分な審議の機会が保障されなければならない。全ての県議がその審議・調査に何らかの形で参加できることも極めて重要である。我が党は、議会改革及び審査の活性化は当然必要と考える。しかし、この提案はむしろ後退である。以下三点その理由を述べる。

第一に、正副委員長案は現行と比べ、執行部の最高責任者たる知事の答弁の機会を極端に減らすものである。委員が首長にただし、首長に答えさせる。こうした機会を議会側から放棄するなど本末転倒も甚だしい。部長答弁が増えても、首長答弁の代わりにはならない。

第二に、案では部局別質疑が手厚くなるように見えるが、委員しか審議に参加できない欠点がある。常任委員会への調査依頼が廃止されるからである。現行であれば全ての議員が常任委員会に所属することから、所管の予算について質疑、意見を述べるができる。その機会が奪われることになる。少数会派への時間の制約も問題がある。

第三に、見直し案は予算特別委員会の在り方を根本から変える内容である。現在の予算特別委員会は平成16年度当初予算から設置、実施されてきた。以来、12年間、議運という公式の場で見直しの発議もないまま今日まで開催されてきた。今ここで大幅な見直しを行う必要性は全くなく、見直しの緊急性もない。活性化というなら、全会派による十分な議論を保障して始めるべきである。この見直し案が示されたのが前回・12月8日の議運においてである。今日の議運で初めて協議が行われたが、意見の一致は得られていない。委員長は議運の代表であり、一会派の代表ではない。委員長として、協議がまとまらないままに可否を多数決で決めるなどは絶対にやってはならない。もし多数派で採決を強行するならば、埼玉県議会の汚点となると強く指摘して、この正副委員長案に反対する。

## 委員長

ほかに発言はあるか。

## 田並委員

確かに具体的な案を出していなかったのですが、この修正案を持ち帰らせていただき、各会派の具体案を出させてほしい。

## 委員長

御意見は承るが、議会運営上の時間の制約もあるので、御理解いただきたい。

## 菅原委員

今、お話にあったが、時間の制約といっても、2月定例会の予算の話である。それは今定例会中に決定しなければならないものではないと思う。それこそ継続して、しっかりと各会派で意見を持ち合って物事を決めていくというのが重要だと思う。議運委員長というのは各会派の意見を集約して円滑に議会を回していくという大事な役割がある。このまま仮に採決ということになるとするならば、各会派からの信頼が損なわれるのではないかと。今日初めて案を見たので、持ち帰らせていただき、会派で検討してから協議に臨みたい。

## 委員長

予算特別委員会について、2月定例会の予算の話であり、今決めなければならないものではないとのお話があったが、審議日程等は全て執行部と調整をしなければならないことである。執行部からも、予算も絡むので、早めに審議日程を提示してほしい旨の話もいた

だいている。予算特別委員会の期日が決まらなると2月定例会の期日も決まらな。そのため、毎年この12月定例会で予算特別委員会の設置をさせていただきたいと諮っているものである、御理解いただきたい。私の都合で日程を決めているわけではない。

### 菅原委員

例年のことは、通例どおり予算特別委員会の設置をしているのでそうであった。今回の案は大きな見直しである。大きな変更には時間が必要である。審議日程を決めるのは議運であるのだから、それは委員長がしっかり配分していけば問題ない話である。ちゃんと継続して検討すべきだと思う。

### 委員長

今までどおりだったからよかったというのは、全く議論にならないものだと私は思う。議会改革を目指して議論をしっかりとやっていくという提案をさせていただいているので、そこは十分御配慮いただきたい。

また、今までとは異なることをやるのだから委員長の委員会運営の時間配分が悪いとの話だが、今定例会の招集告示日から進んでいることであり、時間的な制約もある。議会運営という意味でも、しっかりと御理解いただきたい。

### 菅原委員

今定例会の最終日まで時間があるではないか。最終日までしっかり審議していきたい。

### 委員長

議会日程の決定はそんなに簡単なものではない。予算特別委員会の制度設計を最終日まで持ち越し、それが決定してから執行部と2月定例会の日程を調整するのは時間的に困難である。今までの制度上の問題、そして今までの慣習、先例等を考慮して、委員会を運営させていただいているので、御協力願う。

### 委員長

ほかに御意見はあるか。

< な し >

### 委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、正副委員長案の可否について、採決することによいか。

### 田並委員

予算特別委員会の設置当初の会議録を確認した。発案は野本委員であったが、発案から採決に至るまで8回議運が開催された。その間、各会派から素案が持ち寄られ、かなり丁寧に議論されている。今回の議運で、確かに具体案を出さなかったといえばそうであるが、今後もし伸ばしていただければもっと案を出せた。

議会の機能の根源は委員会の存在とそこで議論される内容である。議会の機能を定める重要なルールを、十分な審議もなされず、知事の発言をできるだけさせないようにすることは改善とは言えず、一方的に決めてしまうことは議運委員長の横暴である。よって、委

員長不信任動議を提出させていただく。

**委員長**

ただ今、田並委員から、委員長不信任動議が提出されたので、直ちに本動議を議題とする。

本件は、私の一身上に関する件であるので、齊藤副委員長に交代する。

< 委員長退室 >

**齊藤副委員長**

本件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ないか。

< 異議なし >

**齊藤副委員長**

御異議なしと認め、質疑・討論は省略する。

これより採決を行う。

委員長不信任動議に賛成の委員の起立を求める。

( 起立少数 )

**齊藤副委員長**

起立少数である。

よって、本動議は否決された。

委員長の入室を求める。

< 委員長入室 >

**委員長**

それでは、正副委員長案の可否について、採決する。

< 田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員退室 >

**委員長**

正副委員長案について、賛成の委員の起立を求める。

( 起立総員 )

**委員長**

起立総員である。

よって、案のとおり決定した。

**委員長**

なお、今年度の部局別審査については、7日とすることがかがが。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、案のとおり進めさせていただきます。

なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、議決することで御了承願う。

< 了 承 >

< 田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員入室 >

**委員長**

2 その他の（１）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日（火）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、午後1時によいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 議会運営委員の辞任及び選任についてだが、本委員会の水村篤弘委員及び田並尚明委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。ついては、本日の本会議冒頭で辞任許可について、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、水村篤弘委員及び田並尚明委員の辞任が許可された後、民主・無所属から、井上将勝議員及び菅克己議員を選任されたい旨の申出がある。ついては、辞任許可に続いて、直ちに、井上将勝議員及び菅克己議員の選任について、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 各常任委員会、決算特別委員会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に関する意見・提言」の配布についてだが、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元のまち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に関する意見・提言」を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。  
御意見を願います。

#### 村岡委員

議請第19号に対して討論を認めていただきたい。

これまでも請願に対する討論についてはこの場でお話ししたが、請願の賛否を本会議の場で県民に明らかにすることは必要なことである。また、議員提案の議案提出の権利と、県民が与えられている請願権は性質が違うということからも請願に対する討論を認めていただきたい。加えて、この議請第19号は正に埼玉県の子供たちに関わるものであり、また、県に対しての要望でもあるので、極めて重要なものだと考えている。

したがって、是非、委員の皆様には、請願に対する討論を認めていただきたい。

#### 小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。

毎回述べさせていただいているが、議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。御賛同を願います。

#### 菅議員

議請第21号に対する討論を求める。御案内のとおり、安保法制については国民的な関心事であるし、様々な意見がある状況でもある。それを議会として発言をしないというのは、県民に対する説明責任を果たしていないということになってしまうと思う。したがって、討論を強く求めるものである。

#### 委員長

ほかに発言はあるか。

< な し >

#### 委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、議請第19号及び議請第21号の討論を行うことの可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

これより、採決する。

なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げる。

議請第19号及び議請第21号について討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。

( 起立少数 )

### 委員長

起立少数である。  
よって、討論は行わないことに決定した。

### 委員長

6 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

< 異議なし >

### 委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

### 委員長

7 意見書・決議案についてだが、去る12月10日（木）（一般質問中日）までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱16件（意見書14件、決議2件）について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案4件（意見書4件）となったので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

なお、企画財政委員会の委員から、意見書1件を提案したい旨の報告があったので、御報告申し上げます。

### 委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

### 小島委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果について報告されたところだが、急きよ、この場をお借りして、決議について御提案させていただきたいと考えている。

決議の素案をお配りして、御説明させていただきたいと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

### 委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

### 委員長

それでは、説明をお願いする。

## 小島委員

平成27年2月定例会において、企業局が実施する「県北・秩父地域振興施設の整備事業」及び「緑ゆたかなメモリアルガーデン事業」は、平成27年度地域整備事業会計予算に計上され、予算自体は成立したが、予算特別委員会において、県が事業を実施する必要性などを十分検討するよう、附帯決議が可決されている。

このような中、本定例会において開催された産業労働企業委員会では、企業局から、状況の変化や詳細な調査の結果、両事業とも今回は実施しない旨の説明があった。

2月定例会から1年もたたないうちに判断が変わるという事実からは、そもそも事業の必要性などについて、十分な検討がなされておらず、県が無駄に事業を展開していたと言わざるを得ない。

既に調査には予算が使われている。我が会派としては、限られた予算を有効に活用するためにも、企業局の事業内容について精査するとともに、条例で規定されている事業範囲について見直すべき、との考えに至ったところである。

そこで、「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日・12月10日までに件名を、一般質問最終日・12月14日までに案文を提出することが確認されていることは承知しているが、常任委員会の進行等の関係もあり、このような急な提案となったことについて、各会派におかれては御理解をいただきたいと考えているので、よろしく願います。

## 委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

## 村岡委員

通例の手続外で提出する旨の説明があったが、埼玉県議会における運用規程等に照らして、こうした提出の仕方は特段差し支えないということで受け止めてよいのか。

また、小島委員にお聞きしたいが、条例で規定されている事業範囲について見直しを強く求めるとあるが、この事業範囲の見直しとはどういうことをイメージしているのか。2月定例会で範囲を広げた関係だと思うが、その説明をお願いしたい。

## 委員長

手続上の問題についてだが、急施を要するもの等でこうした取扱いをした例はある。

## 小島委員

議会において、公営企業における事業範囲を広げられる旨の条例改正が可決している。しかし、この条例改正は今回の事業見直しを見ても必要ないのではないかという趣旨から、条例改正した内容を改正以前に戻してもらいたいということである。

## 委員長

ほかに発言はあるか。

< な し >

### 委員長

それでは、ただ今、自民から提案のあった「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」案については、追加することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で御確認いただくことによいか。

< 了 承 >

### 委員長

8 予算特別委員会についてだが、去る12月14日（月）の議運において、お手元の資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいたが、このことについて、本日の本会議において、委員長報告終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

### 菅原委員

予算特別委員会の起立採決についてだが、賛否が分かれることが予想されているので、是非この件に関しては討論をさせていただきたい。

### 小島委員

議案、請願、動議等議会としての意思を決定する案件について討論をしているが、その他について討論をした例はない。議決の対象として諮るもの全てに討論ができるとすると、今後、逐一討論の有無を確認することになり、議事進行に支障を来すおそれがあると考えられる。

特別委員会の設置に関する件は、議会内部の手続であり、討論を認める必要はないと思われる。

### 菅原委員

特段の規定がない限り、議決する内容について討論することは認められていると解されている。是非討論をさせていただきたい。

### 村岡委員

菅原委員の提案に賛成する。この案件については、明確に賛成、反対が分かれているし、しかもそれを決着する際においては、具体的な時間等が示された新たな案を会派に持ち帰りたい旨の要望も認められずに、採決されたということもあった。加えて、予算特別委員会の設置そのものは皆さんが了解しているところであるが、その中身について十分な協議がなされたとは言い難いのは事実である。したがって、本会議で、それぞれの立場で意見を述べることは、県民に対する責任だと思っている。そういう意味で、討論は必要であるということから、討論を認めていただきたい。

### 菅議員

本件については、議会の権能に関わる重要な内容である。この間の議論が短時間で済まされてしまっているということもあり、公の場所で十分に議論をすること自体が不足しているので、討論を求めるものである。

### 委員長

ほかに発言はあるか。

< な し >

### 委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、要綱（案）のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことの可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

これより、採決する。

なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げます。

要綱（案）のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。

（ 起立少数 ）

### 委員長

起立少数である。

よって、討論は行わないことに決定した。

### 委員長

次に、予算特別委員会に、平成28年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることによいか。

< 了 承 >

### 委員長

このことについては、本日の本会議において、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、委員の選任についてである。

本件については、平成27年5月臨時会の議運において、会派別配分を行い、委員予定

者を確認しているが、自民及び公明から、齊藤正明議員を野本陽一議員に、福永信之議員を藤林富美雄議員に、それぞれ変更したい旨の申出があった。

については、お手元の資料5の名簿のとおり、予算特別委員を選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

このことについては、本日の本会議において、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この際、申し上げる。

改革から、議長及び私宛てに、予算特別委員会の見直しに伴い、少数会派の予算議案について知事にただす時間が減少することになるため、代表質問時間の付与について、御配慮いただきたい旨の申入れがあったので、御報告する。

この件については、正副委員長においてお預かりし、検討してまいりますので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

9 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

10 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に長峰宏芳委員が、副委員長に石渡豊委員及び荒川岩雄委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、31番秋山文和議員から第104号議案及び第105号議案に対する反対討論、45番山本正乃議員から第104号議案及び第105号議案に対する賛成討論、32番菅原文仁議員から第104号議案及び第105号議案に対する賛成討論、5番木下博信議員から第104号議案に対する賛成討論、15番金子正江議員から第110号議案、第124号議案及び第156号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 知事追加提出議案についてだが、去る12月2日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、61番菅克己議員から議第37号議案及び議第38号議案に対する反対討論、17番石川忠義議員から議第37号議案に対する反対討論、18番井上航議員から議第38号議案に対する反対討論、14番前原かづえ議員から議第36号議案及び議第37号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 発言通告に関する先例の変更についてだが、お手元の資料「発言通告に関する先例の変更について（案）」を御覧願う。

現行の発言通告に関する先例201では、「予算特別委員会においては、発言通告制とする例である」とされている。しかし、先ほどの本会議において決定した予算特別委員会設置要綱では、「部局別質疑は、一問一答の方式とし、発言通告によらずに質疑できるものとする。」「総括質疑は、一問一答の方式とし、質疑通告書をあらかじめ提出するものとする。」とされている。そこで、案のとおり「予算特別委員会の総括質疑においては、発言通告制とする例である。」と変更することではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、決定した先例変更について、事務局に所定の手続を執らせる。

**委員長**

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

なお、議事日程その3の16、各特別委員会の付託事件の継続審査決定についてだが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する総合的対策の件は、起立採決によりお諮りすることとなるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

9 その他の（1）2月定例会の会期予定案についてだが、この件については、2月19日（金）～3月25日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。